

高鍋町告示第8号

平成26年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月26日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成26年3月4日(火)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

○3月6日に応招した議員

同上

○3月17日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 請願第1号 継続審査結果報告
- 日程第6 議案第1号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第5号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 日程第13 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 日程第14 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第15 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第22 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
日程第23 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
日程第24 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第27 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第28 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第29 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第30 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算
日程第31 請願第2号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 議員派遣の報告
 (3) 例月現金出納検査結果報告
 (4) 定期監査結果報告
 (5) 町長の政務報告
日程第3 町長の施政方針
日程第4 会期の決定
日程第5 請願第1号 継続審査結果報告
日程第6 議案第1号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
日程第7 議案第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第9 議案第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第5号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第6号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
日程第13 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
日程第14 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
日程第15 議案第10号 町道路線の認定について
日程第16 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第18 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第19 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第21 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第22 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
日程第23 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
日程第24 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第27 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第28 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第29 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第30 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算
日程第31 請願第2号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	壺岐 昌敏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君	社会教育課長	……………	中里 祐二君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、平成26年第1回高鍋町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。議会運営委員会結果を報告を申し上げます。

平成26年第1回定例会の招集に伴いまして、2月27日午前10時5分から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、継続審査・請願1件、平成25年度補正予算6件、委員会の共同設置2件、指定管理者の指定1件、町道の認定1件、条例の一部改正4件、条例の制定3件、平成26年度当初予算8件、請願1件の合計27件でございます。

このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。

また、会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところでございます。

今定例会が円滑に運営されますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、後藤隆夫議員を指名します。

日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成26年2月17日付で町長、町議会議長、教育長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、お手元に配付されております。その概要について、御報告申し上げます。

第1に、監査の対象及び重点事項としましたのは、本庁舎、高鍋町防災センター、水防倉庫、高鍋町消防団各部機庫の消防備品の管理状況及び平成24年度補助金の執行状況についてでございます。

特に、補助金につきましては、平成23年度に引き続き、監査対象といたしましたのは、その公益性及び必要性が検証されるとともに、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているかを絶えず把握し、その見直しが求められるものであるためです。

第2に、監査の期間でございますが、平成26年2月3日から平成26年2月7日まで、実質監査日数5日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、備品につきましては、担当課関係職員立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をしました。

補助金につきましては、補助金交付台帳及び交付に関する全ての関係書類の提出を求め、照査を行うとともに、13件を抽出し、補助を受ける団体より金銭出納簿、預金通帳、支払いを証明する書類の提出を求め、実績報告書との照合を行い、必要に応じて関係職員に説明を求めました。なお、補助金交付要綱につきましては、前回の監査においてほぼ整備されていることを認め、未整備のものにつきましても、その後、整備されていることを確認しましたので、提出を求めておりません。

第4に、監査の結果について申し上げます。

備品につきましては、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品管理カードは整理をされておりまして、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

平成24年度補助金の執行につきましては、予算の執行は目的に合致しておりまして、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱に従って適正に執行されていることを認めました。また、補助を受ける団体より提出されました証拠書類は適正に経理をされておりまして、実績報告書と相違ないことを確認しました。

今回、監査の対象となりました備品の現在高及び補助金は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。

平成25年12月1日から平成26年2月28日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町防災訓練についてでございますが、12月15日、高鍋町役場において、災害対策本部班長級以上を対象に状況予測型図上訓練を実施いたしました。今回の訓練は、災害時において、必要最小限のデータから求められる意思決定と役割行動を考えるもので、参加者の情報不足下での意思決定能力及び状況予測能力の向上を図りました。

次に、消防始式についてでございますが、本年は、当町が東児湯支部の当番町であり、郡内からも多数の御来賓をお招きして、1月11日、小丸川河川敷広場で挙行いたしました。各部とも訓練の成果を十二分に発揮し、大変すばらしい始式でございました。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月2日から3月18日までの約1カ月半にわたり、順次キャンプインしていただいております。本年は、昨年より3チームふえ、4大学、1社会人のキャンプを誘致することができました。今後も新たに、継続的に来訪していただけますよう、環境整備、おもてなしに努めてまいりたいと考えております。

また、今回、御厚意により、元PL学園監督である名古屋商科大学硬式野球部、中村順司監督による記念講演会を開催いたしました。高鍋高校、高鍋農業高校の生徒を初め、約160人の来場者があり、監督の実績を踏まえた御講話に来場者の皆さんも熱心に聞き入っております。

次に、上杉雪灯籠まつり、鷹山サミットについてでございますが、2月7日から3日間、山本議長とともに米沢市を訪問いたしました。特に、今回は、米沢市が、キャロライン・ケネディ駐日大使の来訪を、先陣を切って誘致していることもあり、雪灯籠まつりにあわせて、鷹山サミットが開催されました。サミットでは、安部三十郎米沢市長による基調講演のほか、鷹山公にゆかりのある4市1町の代表によるパネルディスカッションが行われ、当町からは、私がパネラーとして出席いたしました。ディスカッションでは、ケネディ大

使の米沢来訪が実現しますよう、祈念のエールを送るとともに、当町と鷹山公との深いつながりについても、積極的にアピールを行ってまいりました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 平成26年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、平成26年度の町政運営方針に関する私の所信を申し述べ、高鍋町議会を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、平成17年2月の町長就任以来、町民が主役のまちづくりを政治理念として、町政のかじ取りを担ってまいりました。昨年からは3期目に入り、「安全安心なまちづくり」「健康福祉のまちづくり」「資源を生かした元気なまちづくり」「こころ豊かなまちづくり」そして「環境にやさしいまちづくり」の5つを基本目標に、現在、高鍋町躍進のために、全力で取り組んでいるところでございます。

さて、中央では、長引く円高、デフレ不況を脱却するため、経済政策アベノミクス、三本の矢が発動され、一部では景気回復の兆しが報道されておりますが、当町を含め、地方ではその波及効果も見えず、好転の気配が感じられない状況が続いております。

そのような中ではありますが、明るい話題も入ってきております。未曾有の被害を及ぼした口蹄疫からはや3年の月日が流れ、昨年からは町内で殺処分された約3万4,000頭の家畜を埋却しました土地の発掘禁止期間が満了し、農地に戻す再生整備が始まりました。真の意味での復興、再生に向けて、新たなスタートを切ったところであります。

また、昨年末には、高鍋町まちなか商業活性化協議会が、地域貢献や地域経済活性化に活躍する全国の商店街から選ばれます「がんばる商店街30選」に選定され、さらに、本年に入り、染ヶ岡地区環境保全協議会が、第4回地域再生大賞優秀賞に選ばれました。農業、商業、工業など、各産業間の垣根を越えて、地域経済の持続的な発展を図る農商工連携の効果が目に見える形で評価されたことは、町全体にも希望と誇りをもたらすものであります。

本町といたしましても、このような新たな力を活力として、歳入の確保に力を入れ、費用対効果等から事業を選択するなど、限られた財源を有効的に活用しながら、各事業等を実施し、地域経済の活性化を積極的に図ってまいります。

本町が、厳しい時代を乗り越え、町民に真に必要なサービスを提供し続け、活力ある町政を継続するとともに、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくためには、町民と行政の協働による、本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの継続的な取り組みが必要であります。本年も、高鍋町総合計画第5次基本構想に基づき、「住民参

画による快適で美しいまちたかなべ～子どもがにぎわうまちづくり～」を目標に掲げ、若い人のみならず、誰もが住みたいと思える、元気で活力のあるまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、平成26年度の重点施策について御説明申し上げます。

総合計画で掲げる町の将来像「子どもがにぎわうまちづくり」の早期達成のためには、本町を住みたい町、住み続けたい町として、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。そのため、本年度からその実現に向け、「次世代を担う人づくり」「安全安心なまちづくり」「元気なまちづくり」の3つを重点施策とし、全力を挙げて取り組むこととお誓いいたします。

まず、1点目は、次世代を担う人づくりについてであります。

人口減少の要因となっている少子化が進む背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備のおくれや、結婚、出産に対する価値観の変化、また、就労形態の多様化や核家族化の進展による子育てへの負担増、経済的な不安定さがあると言われております。このような、子育てに対する不安を解消し、安心して子供を産み、育てやすい環境を整備する必要があります。そのため、病後児保育の開設、障害児保育事業のほか、放課後児童クラブの増設、子育て世帯臨時特例給付金事業など、子育て家庭だけでなく、地域や行政などが一体となって子育てを支援する社会環境の整備に取り組んでまいります。

また、本年は、石井十次没後100年の節目の年に当たります。その精神を改めて認識し、引き継ぎながら、障害者や高齢者を初め、地域で暮らす誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、基幹相談支援事業や臨時福祉給付金事業などを実施してまいります。

2点目は、安全、安心なまちづくりについてであります。

東日本大震災の甚大な被害や近い将来に発生が予測される南海トラフ巨大地震の被害想定を目の当たりにし、町民の防災に関する意識は非常に高まっています。災害に強いまちづくりを進めていくため、災害時情報伝達体制の構築、避難所や避難路の整備、ライフラインの耐震化など、さまざまな防災、減災対策に取り組んでいく必要があります。そのため、災害時において、対応、復旧の拠点となる役場庁舎耐震補強、大規模改修事業、避難所となる学校施設の改修事業、避難道路の整備など防災機能の強化を図ってまいります。さらに、災害時等における町民への重要な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線放送施設の整備を行うとともに、SOSネットワーク、防災情報配信システムの更新などを行い、災害時における情報伝達システムの構築を図ってまいります。また、地域防災力の強化を図るため、津波ハザードマップの作成、防災訓練、土砂災害訓練、津波訓練の実施や災害時要援護者避難支援、地域見守り、自主防災組織の育成に引き続き取り組んでまいります。

3点目は、元気なまちづくりについてであります。

近年、当町は、日本経済の長引くデフレによる景気低迷、南九州大学高鍋キャンパスの

移転による若者人口の減少、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生などによる地域活力の低下が見られました。現在でも、商工業者と農業者との若者間の交流や各種イベントの開催などにより、復興の気配は見られるものの、依然厳しい状況にあります。地域に活力を生むには、若者世代の定住が必要になるため、雇用の創出や所得の向上を図るとともに、地域資源を生かした産業を振興するなど地域経済を活性化する取り組みが重要になります。長引く景気低迷の中、疲弊した本町の復興を図るため、さまざまな施策を積極的に取り組んでまいります。

まず、商業では、緊急雇用創出事業の地域人材育成事業等を実施し、引き続き高鍋商工会議所やまちなか商業活性化協議会などと連携しながら、商店街の活性化に取り組んでまいります。

農業では、環境にやさしい農業を推進する環境保全型農業育成支援事業、野生鳥獣被害防止対策事業、有害鳥獣アドバイザーの設置などのほか、米政策転換推進事業、新規就農者支援給付事業、口蹄疫からの復興を図るため、埋却地再生整備事業、口蹄疫復興ファンド支援事業を実施してまいります。

工業では、企業誘致コーディネーターや町人会を活用し、引き続き、企業誘致の促進を図ってまいります。

観光では、NPO法人、高鍋町観光協会を中心に、桜まつり、高鍋城灯籠まつりなどのほか、花守山整備事業、舞鶴公園周辺整備事業を引き続き実施してまいります。また、平成25年度に策定しております観光振興基本計画に基づいて、観光交流の促進、魅力情報の発信など観光客誘致や地域の活性化を図るとともに、魅力ある郷土を後世に伝えるための、町史編さん事業などを進めてまいります。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも、私ひとりあるいは職員の力だけでなし得ることはできません。町議会を初め、町民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。また、各種施策を着実に進めていくためには、足腰の強い行財政基盤を構築していくことが不可欠であることから、引き続き組織機構や事務事業の見直し、職員の意識改革や資質向上など、より一層の行財政改革も計画的に進めていく所存であります。

本町のさらなる発展のため、今後なお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成26年度に臨む、私の所信といたします。

以上です。

日程第4. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの

15日間に決定いたしました。

日程第5. 請願第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第5、継続審査結果報告を議題といたします。

請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願について、文教福祉常任委員会の継続審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

平成25年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願について、その審査と経過及び結果について御報告いたします。

なお、報告につきましては、全ての審査部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

これにつきましては、継続審査となっておりましたので、日時は平成25年9月12日、17日、11月5日及び平成26年2月5日の4日間であります。

第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員が出席し、執行部当局に健康福祉課関係職員の出席を求め、添付資料の説明を受け、慎重に審査を行い、また資料情報収集の調査においては、県議会及び西都市を行ったところであります。

まず、9月12日には、請願の添付資料の内容について、委員より説明が求められ、この資料につきましては、健康福祉課で作成ということで、担当課より現在の乳幼児医療費制度対象年齢は0歳から6歳についての説明があり、対象年齢を0歳から12歳、小学校卒業までに引き上げて推計した場合には、約2,400万円の財源が必要だとの説明でありました。委員より、中学校卒業まで助成をした場合には、の問いに、約5,000万円弱ふえるとの説明でありました。

次に、県内の各市町村の助成状況について、委員より、国富町などは、高鍋町と人口規模がほぼ同じ類似団体だが、助成の拡充をしている背景は、との問いに、東諸県というのは、行政区は同じ郡の中で、比較的横並びで、宮崎市を含めた形で実施されているとの説明でありました。

委員より、請願の中身として、近いうちに実現の可能性があるかが大事だと思うが、の問いに、事務方ではなかなかその判断は、政策推進課との協議になってくる、との説明でありました。

続いて、9月17日には、請願者である新日本婦人の会西都児湯支部長藤崎えい子氏に出席を求め、請願の趣旨説明をしていただきました。若い子育て世代の母親たちの経済的状况というのは、仕事もない、あってもかなり低賃金であるとか、まず田舎では仕事がなく、厳しいという状況の中で子育てをしている、そういう中での医療費3割負担というのは、非常に経済的な負担でありますので、親の負担の軽減を切にお願いしたいとの説明でありました。

委員より、会の構成と、高鍋町だけに提出した理由についての問いに、会は1市5町で構成されており、現在近隣では、小学校卒業まで制度化している自治体もあり、西都市も平成26年度より取り組む準備がなされており、西都市に一番近い高鍋町にお願いをしたとの説明でありました。

委員より、9月議会に間に合わせようとする意図についての問いに、9月県議会にも請願をお願いすることにより、県下一斉に自治体の負担を軽減したいとの説明でありました。

まとめに入り、9月議会においては、さらなる審査が必要ということで、委員全員継続審査にすることで決定しました。

続いて、11月5日に継続審査を行いました。また、県議会にもこの請願が提出されており、その動向も不明確でありましたが、確認したところ、県議会では不採択とのことでありました。

委員より、慎重審議してきたが、県議会での審査結果の経過と隣接の新富町、木城町など他の市町村を含めての無料化導入により、医療費の伸び率など、さらに資料を求め、審査をしたいとの意見が出され、まとめに入り、12月議会においても、委員全員継続審査にすることで決定しました。

続いて、平成26年2月5日に継続審査を行いました。請願者から、西都市では子どもの医療費無料化について、来年度平成26年度に何らかの対応を予定しているとの話がありましたので、西都市に事務局のほうから確認しましたところ、内容についてですが、現在は、高鍋町と同様に、小学校入学前まで、レセプト1枚につき350円の負担をいただいておりますが、平成26年4月からは、小学校卒業まで、レセプト1枚1,000円の負担となることで、現在準備を進めており、これによる新たな西都市の負担は、4,500万円ほどを見込んでいるとのことでした。

また、医療費助成を導入した市町村の医療費の伸び率については、導入した年度により、文書の保存年限が経過しており、廃棄になっているということで、医療費の伸び率については情報がとれなかった、とのことでありました。

委員より、請願の趣旨を尊重し、日数をかけ、長時間に及んだことにより、審査の中身について慎重に公平に審査を進め、大変難しい審査となりましたが、ほぼ意見や議論が出尽くした、との意見が出され、全ての質疑が終わり、採決することとなり、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願について、採決に入り、議員賛成多数で採択すべきものと決しました。

継続審査により、審査が長期間に及んだことは、請願者を初め、紹介議員、関係各位に御心配をおかけいたしましたことを申し上げ、委員会審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

以上、御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 請願第1号、これについて、只今、文教福祉常任委員会の委員長から報告がございました。賛成多数で採択すべきものと決したと報告がありました。大変うれしく思っております。長時間に及ぶ審査をしていただいた、まず皆さんに敬意を表したいと思います。

私は、この子どもの医療費、いわゆる乳幼児医療費については、本来なら、中学校まで無料化にしていくのがいいかなと思っております。しかし、残念ながら、今、町の規模の中では、財政が大変厳しい折、そのことは望むべくもございませんけれども、町長は、再三、施政方針の中で「子どもがにぎわうまちづくり」を提案しておられます。子育てが本当に明るく、未来のあるものにしていくためにも、私たちは子どものために、何がしてやれるのか、それは、私たちが必要最小限でしっかりと医療費を充実させることです。医療費をしっかりと私たちが後押しすることによって「子どもがにぎわうまちづくり」が実現できると、これは町長の施政方針にもかなったことであるということをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 他に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、請願第1号を起立によって採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり、採択することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第6. 議案第1号

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から、日程第11、議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括して議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から、議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億2,175万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、好循環実現のための経済対策として編成された国の補正予算に伴う追加分、新たな需要に伴う追加分、事業費確定及び確定見込みに伴う歳入歳出の調整等を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、公共施設等整備基金積立金、スポーツ合宿補助金、地域少子化対策強化交付金事業、私立保育園委託料、小丸団地外壁等改修設計委託、非常備消防費費用弁償、特別支援学級増設に伴う経費、小中学校施設環境改善交付金事業、小丸河川敷広場トイレ用地購入等の増額でございます。

なお、国の補正予算に伴うものは、地域少子化対策強化交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、学校施設環境改善交付金事業でございます。

歳入では、地方交付税、国・県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債等の財源調整を行うものでございます。

あわせて、子育て支援給付システム改修事業ほか8件の繰越明許費の追加、蚊口地区学習等供用施設管理委託の債務負担行為の追加、小学校施設環境改善交付金事業ほか11件の地方債の追加、変更を行うものでございます。

次に、議案第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,549万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億3,243万3,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、平成25年度拠出額確定に伴う高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額、並びに準備積立金の増額でございます。

歳入では、拠出額確定に伴う高額医療費共同事業国県負担金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第3号の平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,404万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、平成25年度納付額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の調整、平成24年度医療給付費市町村費負担金、確定返還に伴う一般会計繰出金の増額でございます。

歳入では、保険料負担金確定に伴う、保険料の増額、平成24年度医療給付費市町村費負担金確定に伴う広域連合返還金の増額、及び財源調整のための一般会計繰入金の増額等でございます。

次に、※議案第4号平成25年度高鍋町水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ681万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,060万8,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では水道補償が発生しなかったことに伴う補償金等の減額でございます。

歳入では、事業費の確定に伴い負担金、使用料、一般会計繰入金及び町債等の財源調整を行うものでございます。あわせて、社会資本整備総合交付金事業の繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案第5号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ71万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,840万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、平成26年4月からの消費税率引き上げに対応するために行われるシステム改修に係る、一般管理費の増額及び地域密着型介護サービス給付費等について、予算の調整を行うものでございます。

歳入では、介護保険事業費補助金、利子及び配当金、一般会計繰入金の増額でございます。あわせて、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託の債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ383万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,210万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳入では、平成25年度から事業に新規加入となった灌漑使用箇所における、雑用水使用料の増額及び平成24年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

歳出は、主に歳入分を基金に積み立てるものでございます。

以上6件の議案につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。議案第4号です、高鍋町下水道事業を水道事業と言ったそうですので、下水道に訂正をお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（壺岐 昌敏君） それでは、ちょっと長くなるかと思いますが、平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について、詳細を説明申し上げます。

※後段に訂正あり

まず、国の補正予算に関してご説明申し上げますと、今回の国の補正予算の対象となりました事業は、地域少子化対策強化交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、学校施設環境改善交付金事業の3事業であります。

事業費は記載のとおりでありまして、国庫補助金を差し引いた地方負担額に係る地方債の充当率は、原則100%であり、補正予算に伴う地方債の元利償還金は、後年度に地方交付税に算入されることになっております。

それでは、6号について説明に入らせていただきます。

今回の補正は、只今申し上げましたとおり、国の補正予算に伴う追加、新たな需要による追加、それと平成25年度の事業費の確定及び確定見込みに伴います歳入歳出の調整が主な内容となっております。

それでは、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

議会費の議会費、総務費の一般管理費、文書広報費は、それぞれ確定見込みによる減額をするものです。

それと、財産管理費の積立金は、国の経済対策として創設されました地域の元気臨時交付金の額が確定しましたので、次年度執行予定分や、ふるさと納税としての寄付金及び運用利息等をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

次、30ページ、31ページをお願いいたします。

企画費の負担金補助及び交付金につきましては、スポーツキャンプの補助金ですが、既に3団体がキャンプを終了し、残り2団体の予定がありますので、不足分を増額するものでございます。

戸籍住民基本台帳費の使用料及び賃借料は、生体認証システムの開発の遅れにより、機器のリース期間が短縮されたことにより減額をするものです。

32、33ページをお願いいたします。

参議院議員選挙費は、選挙費の確定により減額をするものです。

34、35ページをお願いいたします。

統計調査費につきましては、それぞれ交付額が確定しましたので、調整をするものです。

36、37ページをお願いいたします。

社会福祉費の国民健康保険事業特別会計繰出金は、制度改正によるシステム改修及び医療費の確定見込みにより増減を行うもので、同じく老人福祉費の繰出金は、後期高齢者医療費の確定見込みによる減額、老人措置費の扶助費は、事業費の確定見込みから減額するものでございます。

障害福祉費委託料は、基幹相談支援センターでの嘱託員の確保ができなかったことによる減額です。

38、39ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金の障害者住宅改造助成事業ですが、申請が最小にとどまったこと

による減額で、償還金利子及び割引料は24年度が確定したことによる返還金です。

それと、介護保険事業費の介護保険事業特別会計繰出金は、介護報酬改定によるシステム改修等により増額をするものがございます。

児童福祉費の児童福祉総務費は、国の補正予算に伴うもので、結婚から妊娠、出産、子育ての一貫した支援を行う少子化対策推進事業として、パンフレット等の作成、講演会等を行うための増額です。

児童措置費の委託料は、転入や就労等により保育園児が増加したことや、保育士及び入所児童の処遇改善費が加算されたことから増額するもので、負担金補助及び交付金は、措置基準額が改定されたことによる減額をするものです。

40、41ページをお願いいたします。

予防費の委託料は、子宮頸がん予防ワクチン接種の、国による積極的勧奨見合わせや、それぞれの検診や予防接種が、見込み数を下回ったことによる減額でございます。

また、健康増進事業費も、検診者が見込み数を下回ったことにより減額するものです。

環境衛生費の負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽設置整備事業費の確定見込みによるもので、西都児湯環境整備事務組合負担金は、斎場分の事業費確定見込みにより減額をするものがございます。

母子衛生費の扶助費も、見込み数を下回ったことにより減額するものがございます。

42、43ページをお願いいたします。

塵芥処理費の負担金補助及び交付金は、西都児湯環境整備事務組合負担金のクリーンセンター分の事業費確定見込み、それと、し尿処理費の委託料は確定見込みにより、それぞれ減額をするものです。

農林水産業費、農業費、新生産調整対策事業費の負担金補助及び交付金は、緊急生産調整対策事業費の確定によるもの、畜産業費の工事請負費は、埋却地再生整備の工事設計の見直し、負担金補助及び交付金と、その下の貸付金につきましては、確定見込みにより、それぞれ減額をするものです。

44、45ページをお願いいたします。

農地費の県営事業負担金は、県営事業の確定見込みにより減額するものです。

それと、農政企画費の委託料は、基礎調査業務が確定したこと、負担金補助及び交付金は、青年就農給付金給付予定者の2名と1組が、受給資格に該当しなくなったことにより減額をするものです。

商工費の商工業振興費、負担金補助及び交付金の地場産業振興対策補助金につきましては、国の補助事業を活用したことにより減額するもので、まちなかチャレンジショップ事業補助金は、補助要件に該当しなかったこと、それと商店街まちなみ景観形成事業補助金につきましては、事業予定者が工事未施工のため、減額をするものです。

46、47ページをお願いいたします。

土木総務費の負担金補助及び交付金は、建築物耐震改修等事業補助金の申請実績見込み

により減額をするものです。

道路新設改良費の町単独道路改良費は、実績見込みから減額するもので、社会資本整備総合交付金事業につきましては、補助対象事業費の確定に伴い減額をするものです。

48、49ページをお願いいたします。

都市計画費の公共下水道費、下水道特別会計繰出金は、事業費の確定見込みにより減額をするものです。

それと、住宅費の住宅管理費、委託料は、国の補正予算に伴うもので、小丸団地C棟の外壁等改修工事の設計を行うものでございます。

消防費の非常備消防費、報償費は、消防団員退職予定者の増により、旅費につきましては、火災や行方不明者の捜索等の出動に伴う増額であります。

50ページ、51ページをお願いいたします。

消防費の災害対策費では、予定していました防災訓練を職員の初動対応訓練に変更したことに伴い、旅費と借上料が不要に、また、委託料のSOSネットワーク・防災情報配信システム導入は、防災行政無線放送施設の設置工事の中でシステム構築が可能となったことにより、システム導入委託料及びソフトウェア使用料が、それぞれ不要になったこと、それと地域防災計画改定業務委託につきましては、確定見込みにより、それと工事請負費は、防災行政無線放送施設の設置工事費が確定したこと、負担金補助及び交付金につきましては、地域防災力向上補助金の申請団体が確定したこと等により、それぞれ減額をするものでございます。

それと教育費、教育総務費の事務局費の投資及び出資金につきましては、自治公民館等から寄付がありましたので、育英会のほうへ出資するものです。

52ページ、53ページをお願いいたします。

教育振興費の負担金補助及び交付金につきましては、幼稚園就園奨励費の国の交付額が確定しましたので、それにあわせて増額をするものです。

小学校費の学校管理費は、国の補正予算に伴う増額でありまして、需用費は事業費の1%分が交付されますので、その分を、それと委託料につきましては、東小第4棟改修と屋内運動場改修の設計・監理委託料、工事請負費につきましては、東小では第4棟の外壁改修、屋外階段設置、屋上手すり設置工事及び屋内運動場の外壁改修、サッシガラス入れかえ工事を行うものです。また、国の補助事業にあわせて、屋内運動場の屋根防水工事と室内防球ネット工事もあわせて行うものです。

西小学校では、屋内運動場の外壁等改修工事を行うものであります。

備品購入費につきましては、学校管理費、教育振興費とも、東小学校に特別支援学級が増設されることに伴います器具類の購入費用であります。

それと54ページ、55ページをお願いいたします。

中学校費、学校管理費は、同じく国の補正予算に伴う増額であり、需用費は事業費の1%分が事務費として交付されるものであり、工事請負費につきましては、東中の北校舎

外壁改修工事を行うものです。

教育振興費の備品購入費は、確定により減額するもので、負担金補助及び交付金につきましては、東西中学校の各種大会出場交付金として確定しましたので、増額するものです。また、扶助費につきましては、確定見込みにより減額をするものです。

それと、社会教育費、公民館費につきましては、ホール外壁塗装工事の事業費が確定したこと、美術館費につきましては、企画展として予定しておりました、「いわさきちひろ展」、「東村アキコ展」が実施できませんでしたので、関係経費を減額するものでございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

保健体育費の体育施設費につきましては、スポーツセンター及び町体育館の改修事業費が確定したことにより減額するものです。

それと、総合運動公園費につきましては、小丸河川敷広場へのトイレ設置に伴う用地購入費等を増額をするものです。

次に、歳入を御説明いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

まず、地方交付税ですが、普通交付税の額が確定しましたので、その増額をするものです。

使用料及び手数料の衛生使用料につきましては、唐木戸霊園使用に該当者の申し込みがなかったこと、教育使用料につきましては、美術館での企画展が実施できなかったこと、手数料の衛生手数料につきましては、実績見込みにより、それぞれ減額をするものです。

国庫負担金の民生費、国庫負担金につきましては、自立支援給付費等の24年度分の精算交付によるもの及び児童福祉費の負担金は、転入や就労等により保育園児が増加したこと、保育士及び入所児童の処遇改善費が加算されたことにより増額をするものです。

16ページ、17ページをお願いいたします。

災害復旧費の負担金につきましては、事業費が確定したこと、それと、国庫補助金の総務費、国庫補助金につきましては、経済対策として創設されました地域の元気臨時交付金について交付額が確定したこと、それと民生費、国庫補助金につきましては、歳出でも申し上げましたが、国の補正予算に伴うもので、結婚から妊娠、出産、子育ての一貫した支援を行う、地域少子化対策推進事業交付金として増額するものです。

衛生費、土木費、国庫補助金につきましては、確定見込み等による減額です。

住宅費補助金につきましては、国の補正予算に伴うもの及び公的賃貸住宅の家賃低廉化事業に伴い増額をするものです。

教育費、国庫補助金の小学校費補助金及び中学校費補助金につきましては、国の補正予算に伴うもので、学校施設環境改善を行うための増額で、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、確定により増額をするものです。

18、19ページをお願いいたします。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金につきましては、事業費が確定したことによる減額です。

県支出金の県負担金から次のページの委託金までにつきましては、それぞれ歳出のほうで説明しましたとおり、実績見込み等によるものでございます。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金につきましては、それぞれの基金の運用利息の確定により増額です。

22、23ページをお願いいたします。

寄付金につきましては、寄付者の意向を確認し、それぞれの歳入科目に計上をしております。

それと、繰入金の、特別会計繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計の24年度確定によるもの、ふるさとづくり基金繰入金につきましては、事業の確定見込みにより、それと公共施設等整備基金繰入金につきましては、財源の手当てができましたことから減額をするものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

諸収入の雑入につきましては、宮崎縣市町村振興協会市町村交付金のほか、障害福祉費負担金等の過年度分の精算交付等により増額をするものでございます。

町債につきましては、それぞれの事業実績見込みに応じ、各事業で減額となっておりますが、小学校、中学校につきましては、施設環境改善交付金事業債につきまして、歳出で説明したとおり、国の補正予算に伴い追加するものでございます。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の内容ですが、追加9件であります。子育て支援給付システム改修事業につきましては、基幹系システムのリースにあわせた改修が必要なこと、堀の内自治公民館大規模改修事業につきましては、地元との協議に不測の日数を要したこと、中央公民館太陽光パネル設置事業につきましては、全国的な需要の高まりから、部材等が不足していること等々により、年度内の完成が見込めないことによるもので、そのほかの事業につきましては、いずれも今回の補正予算計上であることなどから、工期が確保できず、年度内の完成が困難でありますことから、繰り越しを行うものでございます。

債務負担行為の内容につきましては、追加1件でございますが、蚊口地区学習等供用施設管理委託につきまして、指定管理者と5カ年の協定を締結するためのものでございます。

それと最後に、8ページ、9ページをお願いいたします。

地方債の補正であります。追加2件、変更10件であります。

追加の2件につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴い地方債を発行するものです。

変更の中央公民館整備事業債につきましては、維持的な部分がありましたので、起債対象から外したことによるもの、それと高鍋町スポーツセンター施設整備事業、小学校施設整備事業は、地域の元気臨時交付金で対応できたこと、その他7件につきましては、事業

の確定、確定見込み等により変更するものでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 隆俊） ここで、しばらく休憩したいと思います。15分から再開します。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。議案第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず初めに、歳出のほうから説明をいたします。12ページ、13ページの上段であります。

総務費、一般管理費の委託料でございますが、これにつきましては平成26年4月から新たに70歳になる者の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置が見直されまして、原則として自己負担額が1割負担から2割負担となる予定であります。

また、平成26年3月末までに既に70歳から74歳に達している者につきましては、この特例措置1割負担が継続されるため、被保険者証の更新発行に対応するシステムの改修を行う必要があり増額するものでございます。

次に、同ページの2段目、保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては財源調整でございます。

次に、同ページの3段目、共同事業拠出金、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の負担金補助及び交付金でございますが、これは平成25年度拠出金額確定に伴う減額でございます。

次に、14ページ、15ページの上段であります。保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては財源調整でございます。

同ページ下段、基金積立金の準備基金積立金でございますが、これにつきましては、準備積立金を一部取り崩して予算に繰り入れておりました額と同額を積み立てまして、合わせて今年度の定期預金利子を積み立てるものでございます。

次に、歳入についてでございますが、8ページ、9ページをお開きください。

8ページ、9ページの上段であります。国庫支出金、高額医療費共同事業負担金でございますが、これにつきましては、平成25年度高額医療費共同事業拠出金確定に伴いまして、負担割合4分の1に合わせて減額するものでございます。

次に、特定健康診査等負担金でございますが、これにつきましては、平成25年度交付額確定に伴い減額するものでございます。

次に、同ページの2段目であります。県支出金の高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金につきましても、国庫支出金と同様の理由によりまして減額するものでござ

ございます。

次に、同ページの3段であります。共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これにつきましては、平成25年度交付額確定に伴いまして減額をするものでございます。

次に、同ページの下段、繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、平成25年度一般会計負担額確定に伴いまして減額を行うものでございます。

10ページ、11ページを、上段になります。同じく繰入金の職員給与費等繰入金でございますが、歳出におきまして御説明いたしましたシステム改修委託に伴います事務費の増額でございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、平成25年度一般会計負担額確定に伴い減額するものでございます。

次に、同ページの下段、繰越金、その他繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

以上でございます。

次に、議案第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げたいと思います。

補正予算書をお開きください。

まず初めに、歳出のほうから説明をいたします。

12ページ、13ページの上段になります。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金でございますが、これは平成25年度の保険料負担金設定額の確定に伴いまして増額をするものでございます。

次に、保険基盤安定負担金でございますが、これは平成25年度保険基盤安定負担金の確定に伴いまして減額をするものでございます。

次に、共通経費負担金でございますが、これにつきましては、広域連合の運営経費を減額するものでございます。

次に、療養給付費負担金でございますが、これにつきましては、平成25年度決算見込み額の確定に伴いまして減額をするものでございます。

次に、保険料負担金過年度分でございますが、これは平成24年度出納閉鎖期間中に収納した保険料を精算したことに伴いまして減額を行うものでございます。

次に、療養費市町村負担金でございますが、これは広域連合が取り組んでおります療養費支給申請に係る審査業務委託分の負担金の減額でございます。

次に、同ページの下段、諸支出金、一般会計繰出金でございますが、これは平成24年度医療費給付費市町村負担確定返還に伴う一般会計繰出金の増額でございます。

次に、歳入であります、8ページ、9ページの上段であります。保険料、特別徴収保険料及び普通徴収保険料でございますが、これは平成25年度保険料設定額が確定したことに伴いまして、それぞれを増額するものでございます。

同ページの中段、繰入金、一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金につきまして

は財源調整による減額でございます。

次に、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、療養費市町村負担繰入金でございますが、いずれも歳出に合わせてそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

同ページの下段、繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページになります。諸収入、雑入でございますが、これは歳出で説明いたしました平成24年度医療費給付費市町村負担金確定に伴いまして返還金の増額でございます。

以上でございます。

議案第5号になります。平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず最初に、歳出のほうから説明を申し上げたいと思います。

10ページ、11ページをお開きください。総務費、一般管理費委託料についてでございますが、これにつきましては、本年4月1日から消費税率引き上げに対応するために行われます介護報酬改定と区分支給限度基準額の引き上げに伴う介護保険システム改修委託料でございます。

次に、保険給付費、地域密着型介護サービス給付費についてでございますが、これにつきましては、高額介護サービス費が不足することから保険給付費の地域密着型介護サービス給付費負担金補助及び交付金を減額しまして、保険給付費の高額介護サービス費負担金補助及び交付金に同額を増額するものでございます。

次に、地域支援事業費、二次予防事業費でございますが、これにつきましては、社会福祉協議会等で実施しております、はつらつ教室などの一次予防事業の利用者がふえたことによりまして、地域支援事業費の二次予防事業費委託料を減額をしまして、地域支援事業費の一次予防事業費委託料に同額を増額を行うものでございます。

続きまして、12ページ、13ページになります。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金についてでございますが、これは介護給付費準備基金積立金の定期預金利子を増額し、介護給付費準備基金への積み立てを行うものでございます。

諸支出金、第1号被保険者保険料還付金、償還金利子及び割引料についてでございますが、これは所得更正等による所得段階変更等に伴う保険料還付金を増額するものでございます。

次に、諸支出金、償還金についてでございますが、これは平成24年度に収入済みの第三者行為納付金の額に誤りがあり返還が必要となったために増額をするものでございます。

次に、歳入についてでございますが、8ページ、9ページになります。

まず初めに、国庫支出金、介護保険事業費補助金でございますが、これは介護保険シス

テム改修に要する費用に対する国からの補助金でございます。

次に、財産収入、利子及び配当金についてでございますが、これは介護給付費準備基金の定期預金利子でございます。

次に、繰入金、その他一般会計繰入金についてでございますが、これにつきましては、システム改修費等の町負担分を一般会計から介護保険特別会計への一般事務費繰り入れとして増額するものでございます。

次に、雑入についてでございますが、これにつきましては、平成24年度に第三者行為求償事務手数料を国保連合会へ支出しておりますが、手数料の算定基礎となる第三者納付金の額に誤りがあったため過払い分の手数料を返還していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。それでは、議案第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。土木費の総務費につきましては、収入増に伴います財源の更正を行うものでございます。

次に、公共下水道費の補償補填及び賠償金につきましては、当初、水道管の移設補償を計上していましたが、下水道工事着工前に試掘を行い水道管を移設せず施工できるよう調整ができましたので、補償金の全額を減額するものでございます。

次に、積立金につきましては、消費税還付金及び県支出金の確定に伴います減債基金積立金を減額するものでございます。

次に、公債費、元金でございますが、収入増に伴います財源の更正を行うものでございます。利子につきましては、地方債償還金利子の確定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入でございます。10ページから13ページになります。

まず、10ページでございます。負担金につきまして、下水道負担金でございますけれども、滞納繰越分の納入に伴いまして増額するものでございます。

次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございます。同じく滞納繰越分の納入に伴います増額でございます。

次に、土木手数料、下水道手数料でございますが、下水道排水設備等指定工事店登録及び責任技術者登録に伴う、町への登録手数料の納入によるものでございます。

次に、県支出金、土木費県補助金の都市計画費補助金につきましては、※県交付金の確定に伴います減額でございます。

次に、繰入金でございますけれども、一般会計繰入金につきましては、歳出や他の歳入との調整により減額をするものでございます。

次に、12ページ、13ページでございます。諸収入、雑入についてでございますけれども、消費税還付金収入の確定に伴い減額するものでございます。

※後段に訂正あり

次に、町債、土木費の都市計画債でございますけども、下水道事業がおおむね確定したことに伴う減額でございます。

次に、6ページ、7ページでございます。地方債の補正でございます。先ほど説明いたしましたように、土木債が減額となりましたので限度額の補正を行うものでございます。

続きまして、4ページでございます。社会資本整備総合交付金事業の繰越明許費でございます。下水道管渠工事マンホールポンプ及び電気設備工事の追加要望を行っておりましたが、確定しましたのが2月でございました。それと浄化センター電気設備更新工事におきまして、次年度予定の液位計等の機器に不具合が見つかり早急な対応が必要であったため、設計変更等に不測の日数を要し、また製品の設置や電気系統の調整に期間を要したため、年度内の完成が困難となったためでございます。

以上、説明終わります。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明させていただきます。

お手元の予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。使用料及び手数料でございますけれども、雑用水の使用料ということで、昨年の特選委員会でも御審議いただきました雑用水管理事業に新規加入となりましたかんがい使用箇所確定とあわせて、全体的に昨年、日照りが続きました分の使用水量が増加した分の増額150万円、それから、24年度決算における純繰越金の233万円の合計、383万円を増額するものでございます。

それから、次のページ、10ページ、11ページ、歳出でございますけれども、これにつきましては、公課費、平成24年度分の消費税、これの確定による減額分40万円と、歳入で先ほど計上いたしました増額383万円を合わせた423万円を積立金として計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第 2 1. 議案第 1 6 号

日程第 2 2. 議案第 1 7 号

日程第 2 3. 議案第 1 8 号

日程第 2 4. 議案第 1 9 号

日程第 2 5. 議案第 2 0 号

日程第 2 6. 議案第 2 1 号

日程第 2 7. 議案第 2 2 号

日程第 2 8. 議案第 2 3 号

日程第 2 9. 議案第 2 4 号

日程第 3 0. 議案第 2 5 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 1 2、議案第 7 号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてから、日程第 3 0、議案第 2 5 号平成 2 6 年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、以上 1 9 件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 7 号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてから、議案第 2 5 号平成 2 6 年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 7 号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてでございますが、本案につきましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い学校に在籍している児童生徒に対する、いじめ防止等の対策について教育委員会への専門的な助言を行い、また学校においていじめによる重大事態が発生した場合、それに係る事実関係を明らかにする調査を行うための附属機関を教育委員会に設置するものでございます。

つきましては、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により、本町教育委員会のほか、西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町の 1 市 5 町 1 村の教育委員会で西都児湯いじめ問題対策専門家委員会を共同設置することについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置についてでございますが、本案につきましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、学校においていじめによる重大事態が発生した場合、教育委員会において設置される附属機関が調査を行い、その結果を町長に報告することとされておりますが、町長はその報告を受け重大事態への対処、または同種の事態の発生の防止のために調査結果の調査を行う権限を有することとなります。

つきましては、当該調査結果の調査を行うための附属機関として地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により、本町のほか、西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町の 1 市 5 町 1 村で西都児湯いじめ問題調査委員会を共同設置することについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

次に、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定についてでございますが、本案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、蚊口自治公民館連絡協議会を同施設の指定管理者として指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、町が管理しております法定外公共用財産のうち町道と町道を結び、町道と同等の利用に供しております道路を町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、平成18年に実施した給与構造改革において、経過措置として実施している現給保障の制度について、国の人事院勧告の内容に準じて廃止するものであります。

次に、議案第12号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、町民税の公的年金からの特別徴収について、平成29年1月1日以降の転出者についても特別徴収を継続させるとともに、仮徴収において税額の平準化を図り、納税義務者の負担を軽減するものでございます。

また、個人の株式、公社債の譲渡損益の通算制度見直しにより、居住用財産の買いかえの場合及び特定居住用財産の譲渡損失の通算及び繰越控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例、株式等における配当所得等及び譲渡所得等に係る町民税課税特例の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、個人の株式、公社債の譲渡損益の通算制度の見直しにより、株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税特例の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡者の兄弟姉妹が加えられたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、高鍋町体育館の改修に伴い、これまでの町体育館利用料金及び貸し出し時間等について見直しを行うとともに、その他の体育施設との整合性を図るため、所要の見直しを行うものでございます。

次に、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、先般、国において社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定

財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が可決されました。本案は消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日から改定されることに伴い、本町の条例中、税率の表示がなされているもの等に対し、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号高鍋町景観条例の制定についてでございますが、本案につきましては、本町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全しながら、美しく調和のとれた町並みづくりを推進し本町の魅力ある景観を守り、育み、快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに寄与することを目的として、条例を制定するものでございます。

次に、※議案第18号平成26年度高鍋町一般会計補正予算でございますが、平成25年度の日本経済は、これまでの経済対策により一定の押し上げが認められるものの、地方や労働者にその恩恵が及ぶには、今しばらく時間を要するものと考えられます。このような中で、2020年夏季オリンピックの東京開催が決定し、景気浮揚の期待感が高まる一方で、ことし4月からの消費税率引き上げによる景気の腰折れも懸念されるなど、先行き不透明な状況はしばらく続くものと思われまます。

一方、昨年末に示された平成26年度地方財政対策の概要では、地方財政計画の規模を前年度比で1.8%増の83兆3,700億円程度とし、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成26年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障費の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当上回る額を確保するとされております。

とはいいましたものの、地方財政を取り巻く環境は不透明感が増しており、国の動向などを、今後も注視していく必要があるものと考えております。

さて、本町の財政状況でございますが、財源調整のための財政調整基金を基金を取り崩してきた予算編成から、現在は基金を積み立てるまでに改善してきてはおりますが、一方で、本格的な高齢化社会の到来で、※社会保障関係扶養費の伸びは著しく、加えて特別会計への繰出金、一部事務組合負担金も高どまりが続いており、町税を初めとした一般財源等の伸びでは賄えない状況であり、しばらくはその状況が続くものと予測するところでございます。

このような中で、平成26年度は次世代を担う人づくり、安全安心なまちづくり、元気なまちづくりの3つの重点施策に沿って、健全な財政運営を目標に事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証し、総合計画や事務事業、外部評価を反映した予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計当初予算は歳入歳出それぞれ75億7,200万円となり、前年度が骨格予算でありましたので、肉付後の予算と比較いたしますと、額で2億5,389万8,000円、率で3.5%の伸びとなっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

町税の町民税につきましては、法人において改善の傾向が見込まれるものの、個人にお

※後段に訂正あり

いては引き続き厳しい見込みではございますが、固定資産税、たばこ税、軽自動車税が増収となり、町税全体では昨年度を上回る見込みでございます。

地方譲与税から地方特例交付金につきましては、平成25年度の決算見込みから計上いたしましたが、地方消費税交付金につきましては、税率の改正が行われましたので改正にあわせ試算し、所要額を見込み計上いたしました。

地方交付税につきましては、地方財政対策をもとに試算した額を計上いたしました。

国県支出金につきましては、確定した額を把握することは困難であるため、制度に基づき見込まれる額を計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況から判断し、公共施設等整備基金の活用を図ることといたしました。

町債につきましては、政策目標や事業効果等の検討、財政の健全性も考慮し、後年度交付税措置される地方債は有効活用すべきと判断して計上したところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、引き続き、議会活性化調査研究費ほか、議会運営に係る所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、庁舎の耐震補強と合わせた大規模改修事業、町史編さん事業、舞鶴公園周辺整備実施設計業務、高鍋駅舎活用調査設計業務、広報番組放送事業、町議会議員選挙費、県知事及び県議会議員選挙費等を計上いたしました。

民生費の社会福祉費関係につきましては、障害者の自立支援としての介護給付費、訓練等給付費を初め、基幹相談支援センター業務委託費、老人措置費、老人福祉センター空調機取替工事費、国民健康保険特別会計ほか3特別会計への繰出金及び臨時福祉給付金事業費等の所要額を計上いたしました。

児童福祉費関係につきましては、新規事業として、わかば保育園防音復旧事業、障害児保育委託事業のほか児童手当、私立保育園委託料、放課後児童クラブ委託料、延長・休日保育補助金、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援事業のほか、乳幼児医療費助成や子育て世帯臨時特例給付金事業費等の所要額を計上いたしました。

衛生費につきましては、麻疹風疹混合ワクチンを初め各種予防接種事業、妊婦・乳幼児健康診査事業、健康増進事業等の母子健康事業費、合併処理浄化槽設置事業、し尿、廃棄物の処理経費、西都児湯環境整備事務組合負担金等の所要額を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、環境保全型農業育成支援事業補助金、米政策転換推進事業補助金、肥育素牛導入緊急対策事業補助金、野生鳥獣被害防止対策事業補助金及び有害鳥獣アドバイザー設置等の新規委託のほか、新規就農者支援給付金、県営土地改良事業負担金、美しい農地形成活動補助金、埋却地再生整備事業費、口蹄疫復興ファンド支援事業費等の農業費、サザエやアワビ放流委託の水産業費、松くい虫薬剤樹幹注入事業委託の林業費等の所要額を計上いたしました。

商工費につきましては、緊急雇用創出事業である地域人づくり事業を活用した、地域人

材育成事業の新規事業のほか、まちなかチャレンジショップ事業補助金、まちなみ景観形成事業補助金、スタンプカードイベント補助金等の所要額を計上いたしました。

土木費につきましては、地域の元気臨時交付金を活用した道路改良事業、社会資本整備総合交付金事業、建築物耐震改修等補助金、小丸団地外壁等改修事業、下水道事業特別会計繰出金等の所要額を計上いたしました。

消防費につきましては、消防団員の訓練や活動経費、活動服購入のほか防災行政無線放送施設整備事業、地域防災計画改定業務、それから津波ハザードマップ作成業務、東児湯消防組合負担金等の所要額を計上いたしました。

教育費につきましては、いじめ防止対策推進法に係る関係経費、地域見守り活動支援費、問題を抱える子ども等の自立支援事業費、再編交付金を活用した東小学校トイレ改修事業費、地域の元気臨時交付金を活用した東小第4棟屋上防水工事費、中学校パソコン更新経費のほか学校施設等改修経費、学校給食調理委託経費等学校教育の所要額を計上いたしました。

社会教育費では、新規事業として、再編交付金による新山自治公民館改修補助金、町営野球場改修設計業務のほか自治公民館運営費補助金、図書館古文書整理業務、美術館企画展示事業等の所要額を計上いたしました。

先ほども申し上げましたが、今後も、義務的経費であります扶助費の伸びは抑えられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと推測されます。限られた財源の中で、予算の重点化、効率化を図りながら、行財政改革の推進に努力していく所存でございます。

次に、議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ29億5,104万円となり、前年度当初予算と比較すると0.3%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等でございます。

歳出では、人件費等であります総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、公債費及び諸支出金等でございます。

また、保健事業につきましては、現在の40歳以上を対象とした特定健康診査事業に加え、30歳及び35歳を対象とした健康診査を新たに実施し、若年層から健診受診への意識づけと重症化予防に取り組んでまいります。

次に、議案第20号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億6,932万円となり、前年度当初予算と比較すると5.7%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの特定健診等実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者広域連合への納付金、健康診査及

び温泉無料保養券助成事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第21号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億1,273万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.6%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

歳出では、浄化センター電気、機械設備工事委託費、汚水管渠工事請負費、人件費及び公債費等でございます。

次に、議案第22号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,048万円となり、前年度当初予算と比較すると7.8%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第23号平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ17億7,295万8,000円となり、前年度当初予算と比較して5.9%の増でございます。

予算の内容は、第5期介護保険事業計画による3年目の予算となっており、予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金でございます。歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び事務的経費でございます。

次に、議案第24号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,700万6,000円となり、前年度当初予算と同額でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、歳出では使用水量記帳指導やメーター検針を行う嘱託員、パート事務職員の報酬及び賃金、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,792戸、年間総配水量225万立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収益は、収入総額4億6,963万4,000円、支出総額4億3,951万2,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額8,500万2,000円、支出総額3億4,389万2,000円で、支出の主なものは、企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、19件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

議案第18号平成26年度一般会計予算を補正予算と言ったそうなので、予算に書きかえていただきたいと思います。

それから、18号、同じところで、社会保障関連扶助費を扶養費と言ったそうで、扶助費に訂正をお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長のほうから、先ほどの詳細説明で訂正部分があるということですので。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。まことに申しわけございません。先ほど、予算書の10ページ11ページなんですけども、県支出金の土木費県補助金、これを「県交付金の確定に伴い減額するものです」と言いましたけども、増額でございます。まことに申しわけございません。

日程第31. 請願第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第31、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。時任伸一議員。

○14番（時任 伸一君） それでは、請願第2号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書、一応読み上げます。

請願の趣旨、建設現場で働く県内の労働者は約3万400人を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献しています。しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされている明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安なものにしています。

国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われることという附帯決議が国会でなされたところです。諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。日本の基幹産業である建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要です。

つきましては、下記の事項を内容とする意見書を国及び関係機関に対して提出していただきますよう請願いたします。

記。1つ、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。ILO94号条約（1949年）「公契約における労働条項に関する

条約」は、公契約の中に、そこで働く労働者の労働条件が、国内の法令等によって定められたものよりも有利なものとするを定めたものであり、同条約の批准と国内法の整備を早急に図るべきである。

2つ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること、建設投資の40%が公共工事であり、その賃金、労働条件が建設労働者の全体に大きく影響しており、同決議は、建設労働者の低賃金の実態に沿って決議されており、その施策の実行を急ぐべきである。平成26年2月14日、住所、宮崎県児湯郡川南町大字川南12976-1、氏名、宮崎県建設産業労働組合児湯支部支部長河野好信、高鍋町議会議長山本隆俊殿で、これが内容であります。

何か御質疑がありますか。紹介議員は、申しおくれました、私と徳久信義議員です。

○議長（山本 隆俊） 以上で、紹介議員の説明は終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃあ、紹介議員に質疑をしたいと思います。

今、宮崎県のいわゆる下請と言われる、元請でもよろしいんですけども、公契約法を制定することによって、元請、下請の労働者の皆さんの賃金がどのように変化すると見ておられるのか。

それと今、公契約いわゆる公で契約しているものについて、最低賃金を含む、いわゆる今の賃金を守る、賃金体系を守る、そういう条項が恐らくくみされているんじゃないかなと、ある程度それを組み入れた形で請負になってるんじゃないかなあと、一般競争入札なり、それなりの算定基準があるのではないかと私は思っておりますけれども、それが、今までの宮崎県のいわゆる高鍋町だけでもよろしいんですけども、公契約法に基づかなくても、いわゆる公の公共事業に対してどのような賃金体系でずっと今まで来ているのか、その実態はどういうふうに捉えておられるのか、そのところをまず1回目、質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 時任議員。

○14番（時任 伸一君） 詳しくは我々も存じ上げておりませんが、例えば、公共工事が発注されますと、元請があり中請があつて下請とかそういうような重層的なことは、もう国民の皆さん全部承知ですが、先ほどの請願の内容、趣旨を申し上げたときに、ILO条約という言葉が出ましたね。これが、残念ながら日本はこの条約にそういう、言ってみれば元請が随分その労務賃というんで上がってる金額の中から、はっきり言うと、ピンはねみたいな形で次から重層的にこうやるもんですから、最低の建設労働者の手に渡るものは、物すごく、恐らくここの高鍋町の公共工事でも、そういうことになってるんだらうと思うんです、その批准がないもんですから。

その批准をしなかった理由は、日本の場合は、結局、労働基準法で最低賃金が定められていますので、民間的な中に国家がその法律などをつくって定めてしまうということをやっちゃうとしたということで、ILO条約94号にまだ批准をしてないという状況であります。

ところが、御存じのように、建設の労働界の問題だけじゃなくて、ここ二、三日消費税が上がるということで、例えば、一般の製造業などでも、大手が町の中心企業の方々から、既にそれを含んでコストダウンを迫まっているというニュースが、もう二、三日中に見かけるんですね。残念ながらそういうふうに、元請がこれだけかかりますと、ちゃんと労務賃は計上してるんですけど、その労務賃がだんだんに削られていくちゅう現状を何とか打破したいというのが、この請願の理由だと思います。

ところで、宮崎県内において、何市ぐらいがこの請願に応答してる、議会がですよ、その議会の名前だけちょっと言ってみます。延岡市議会、日向市、都城市、門川町、三股町、宮崎市、西都市、小林市、高原町、えびの市、川南町、日之影町、日南市、只今これだけが県内の議会に請願が出て採択されてるという状況であります。

ほかに何かありませんか。

○議長（山本 隆俊） ほかに……。

○7番（中村 末子君） 議長、全然答弁が違うんだけど。

○14番（時任 伸一君） だから、それはもうさっき言った。

○7番（中村 末子君） 答弁が全然違う。

休憩を求めます。でないと、答弁が全然違うがね。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午後0時14分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。時任議員。

○14番（時任 伸一君） 失礼しました。中村議員の話は、まあ、数量的な問題とかということで、そういう点を調べているかということですが、残念ながら調べておりません。

ということは、とにかく日本の状況がこの条約と、（発言する者あり）わかっている。ほんならさ、要するに公共工事が、全体の建設工事だけを限って言いますと、40%ぐらいは日本の全体の公共工事の量なんですね。そのほとんどは（「時任議員、時任議員」と呼ぶ者あり）守られてないということです。それだけはわかっていたら結構かと思うんですが、いかがですか。

○7番（中村 末子君） 全然違う、議長。もうちょっと、休憩時間をもう1時15分か20分までにして。そうじゃないと全然わかちょらん、私の言っている意味の内容が。困る、そういうこっちや、紹介議員になるんだから。

○議長（山本 隆俊） 後の行事が入っておりますので、今終わらせたいと思っております。

○7番（中村 末子君） 終わらせてんいっちゃんけど、全然わかちょらんと、私、どうやって説明すると、議長。責任を持ってよ議長がほんなら。紹介議員2人呼んでちょっと説明して、議長室で。簡単なこっちやがや。

○14番（時任 伸一君） 言ってるつもりなんだけどな。そん個別のとか数字的とか。

- 7番（中村 末子君） 個別じゃないって、だから、40%余りでしょ。
- 14番（時任 伸一君） うん。そのほとんどが。
- 7番（中村 末子君） だから、自治体とかが出してる数字が（「例えば」と呼ぶ者あり）40%くらいあるっちゅうわけでしょ。
- 14番（時任 伸一君） そうです。
- 7番（中村 末子君） 自治体はちゃんとあんた、指名競争入札とか。
- 14番（時任 伸一君） それは、やっています。
- 7番（中村 末子君） 基準ちゅうのを設けとるから、政府でも、地方自治体でも設けるわけじゃん。そういうの経営審査でちゃんと、労働者の収入もちゃんと書かれてるわけだから。賃金どれくらい出してるかとか、下請にどれくらい出してるかっていうのは、わかってるわけだから、下請だって。
- 14番（時任 伸一君） そのことですよ。それは、私としては、今、中村議員はそう言いますが、そういうのが、今、日本の現状だという。必ず……。
- 7番（中村 末子君） 現状を知らせてほしいわけよ。
- 14番（時任 伸一君） ピンハネされとるということ。だから、この請願が出たんだということを申し上げれば、十分ではないかなと思うんですが。だから、あくまでも、公契約法の国会での成立をお願いしたい。そして、できれば、ILO94条を批准をしてほしいというのが、請願者たちのお願いで、それを当議会が今、請願として受け付けて、私が下手な説明をしたわけです。
- 議長（山本 隆俊） 委員会説明になりますので、委員会までに資料をそしたら提出してもらおうということで、どんなですかね。
- 7番（中村 末子君） 議長、まだ2問目がある、まだ。2問目、3問目が。まだ、ほか人もあるやろ。
- 議長（山本 隆俊） 中村議員。（「私に先、言わせて」と呼ぶ者あり）
- 14番（時任 伸一君） はいはい、どうぞ。
- 議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。
- 6番（池田 堯君） 6番。今、いろいろ聞いておりますと、紹介議員2人とも、私が説明を受けた段階では、これ、下請、孫請をいかんというふうにとっておられるんですか。
- 14番（時任 伸一君） 適正な、そうやって元請が受けた金額が相当な幅で削られているという実態が、そう感じておられるわけではないかと思っております。そういうことで、この法律の制定を急がれているのではないかと。
- 議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。
- 6番（池田 堯君） もとより、下請、孫請、当然その社同士で契約をされて納得してやっとなるわけだから、私は、そこに仕えとる従業員も納得されて給与に準じて働いておることであるから、そこまで、まあ、下請、孫請の段階まで指摘する必要は、私はないと思うんですけど、いかがなもんですか。

○14番（時任 伸一君） そこら辺が、なかなか、たくさんの長年かかっておられるよう
なんです。

○7番（中村 末子君） マイクが入っちゃらん。議長って、提案を求めんと、マイクは入
らんよ。

○議長（山本 隆俊） 時任議員。

○14番（時任 伸一君） 今、池田さんの質問ですが、ILOの条約をこの国が批准して
ないという一番の理由は、どうしても民間の、民間同士のことになると、元請から下請ま
での間のことに国が余り関与はできないと。それは、最低賃金法とかそういうものに触れ
るようなことであれば、国も干渉できるけども、国家が民間の契約、民間同士の契約に口
を挟むことはできない、控えたほうがいいんじゃないかというんで、条約を批准してない
ということはあるものですから、現在も建設業界だけではない、日本の水道メーカーの大
企業からその下請に至る中小企業まで、全てそういう感じになっておる。

そこにやっぱり、本人たちはどうしても公契約法を国会で成立させて、できればILO
条約にも加盟してもらって、安定した、余りにひどい搾取はないようにしてもらいたいと
いうのが希望で、長年かかって現在も努力をされてるんだらうと、こういうことなんです。

それで、先ほど読み上げたような、県内のたくさんの市町村の議会が、請願を受け付け
たということで、私もそれは、じゃあ当町の議会としても議長の承認があれば、受け付け
て請願を出しなさいということで、お勧めをしたところであります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） いや、私は、意見書を提出することに意義があるものではないと
いうことを、それは前置きしておきます。ただし、意見書を求める、意見書の提出を求め
る請願書であるから、本来なら議長にお願いをして議員協議会で、全てでこの意見書を上
げたいんだがという提案をしていただければ、このような場所で質疑を、まあ、質疑応答
というのは確かにあります。しかし、その上においては、ある程度委員会でしっかりと
した審査を行って、審議を行って、意見書の提出を各委員会でしていただくというのが、
今までの流れだったと私は思うんですね。

でも、ただし、それをみずからがやはり紹介議員となって、請願を受け付けていただい
たということについては敬意を表しますけれども、ただし、請願を受け付けるっていうこ
とは、やはり、ある程度の実態把握をしっかりとしておかないと、こうやった質疑が繰り
返されるわけですよ。

その中で、社会的に一般的にとか、私は知りませんとかいうことを述べるっていうこと
は、非常に、相手の、この請願を出されたこの方にとって大変失礼な対応になるのではな
いかと、私は思うんですね。

だからこそ、意見書の提出を求められるものであればこそ、なおさら、いろんな資料を
準備して、こういった私の質疑を含めて、しっかりと答弁ができるような対応策を、善後

策を、私は紹介議員2人はとっておくべきだったと思うし、また、それをなされなければ、私は、紹介議員となる資格がないと、はっきり申し上げるんですよ。

というのは、やはりそれぐらいやっていかないと、紹介議員ていうのはそんなものではない。だから、勉強会をやったりかなりして、先ほどの私の質疑に対しても、資料があるかないかも含めて、こういう質疑が予想されるのではないかということも含めて、しっかりと前の準備をしていただく必要があるんじゃないかと。

なぜ、私がこういう質疑をするのかっていうのは、やはり、意見書を求める請願であっても、高鍋町議会で請願が出た以上、正直な話って、やはり高鍋町も自治体で一般競争入札、指名競争入札をしている中で、しっかりとその賃金についても、要するに人件費についても、しっかりと把握をしているという状況があると思います。

私は、それが不当に賃金が搾取されている状況があるのかなのかということも含めて、私は調べていかないと、もしそういうことが事実行われているとしたら、それはもう、指名業者としては大変不当な扱いをしているということで、外していく必要性もあると感じたから、そう質疑をしたわけです。

そうしていかないと、こういう事業者を正していかないと、安くとればいいと、賃金をたたけばいいという、そういうやり方ではもうだめだよと。やはり、ある程度の利益率を見込んで、私は契約費用であるというふうに思っておりますので、そのことも勘案しての状況で、契約提案などはなされると思いますので、状況的に見たら、賃金がまず搾取されているかどうかというところを、私たちは見きわめることがなかなか難しい。

途中で、先ほどあったように、提案の理由としてあったように、途中でそれが抜かれているかどうかっていうのは、私たちはわからない。実態的にわからない。だから、それが実態的に、この出された代表の方は、実態がこういうふうにあるからこそ出していただきたいと、意見書としてちゃんと世界に認められたものにしていただきたいと、日本の労働条件の悪さをしっかりと示してほしいと、意見書として出して是正してほしいという希望があるからこそ出されたんだろうと思うんです。

だからこそ、私は、そのためには、私たちが指名競争入札、一般競争入札で出した公共事業に対して、不正に人件費を安くするなどということが、これはあってはならない。あったとしたら、それはやはり、もう競争入札、指名競争入札の業者から外していく必要があると、私そこまで思ってるんです。

だから、そういうところまで思っておられる方が、執行部の方、町長初め、これ執行部の方の中にはもう全てだと思いますよ。だから、そういう実態があるのかなのか、そこがお聞きしたかったわけですよ。

それをやっぱり把握していかないと、やはり、これが例えば孫請まで行ってる事業が一体どれぐらいあるのか、本来ならちゃんとしなければいけない事業なのに、ちゃんと管理監督だけをして、元請が丸投げと同じ状態で、これはもう法律的に丸投げは禁じられておりますので、丸投げをしている状態じゃないのか、そこら辺のとも含めて、しっかりと

査定していくことが、やっぱり地方公共団体には求められていると思うんですね。

だからこそ、そのところを実態把握をして、私はやっていかない限り、私は意見書を提出する上で、この意見書を提出してくださいと言われた方々の意を酌み取る形での意見書の提出にはならないんじゃないかと思うから、質疑を展開してきてるわけです。

だから、私は、紹介議員にはお願いしたいのは、そういう実態について、やっぱり資料を添付して皆さんに提案をすべきじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長、確かに午前中で終わりたいという気持ちはよくわかるんですけど、ちゃんと答えていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 時任議員。

○14番（時任 伸一君） 非常に微妙なところがありまして、この請願者たちも、世話になる元請とか、非常に気を遣いながらのこういう運動だろうと思います。

それもあるし、また、例えば、この高鍋町の公共工事の内容を、どことどこという名前には要らないんで、ただ数的には調査すりゃこういうところだということも出すのも、大変いいのか悪いのか判断に迷うようなところもありまして、先ほどから中村議員が、どうせ請願を受け付ける案内をするのなら、そういうところまで調べてこいというお話はよくわかるんですが、本人たちもいろいろ気を遣いながらのこの運動だということも言われておるし、ただ、市町村の議会がちゃんとしてくれればありがたいなと。そういう結局国会に出す法律を制定してもらいたい、その下準備としてこういう議会からの賛同を得ているということは、彼らの運動の力になるということなので、具体的な内容とか、公共工事の実態とか、そういうことについては、ちょっとこちらもできなかったところです。

以上であります。時間も遅いので、そろそろお許しをいただきたいと思うのですが。

（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） ほかに。

○7番（中村 末子君） 議長、ちょっと休憩して、全然わかっちゃらんよ、紹介議員が。

こんなこっちゃいかん、議会が。ちゃんとせないかん。ちゃんとせな。徳久議員を含めて、ちゃんと今からちょっと。

○議長（山本 隆俊） ちょっと、休憩します。

午後0時29分休憩

○議長（山本 隆俊） 時任さん、時任さん、今言いやるのが、やっぱりそういう資料を、後でもいいから出してくれと言いやるわけやかいですよ、説明を。じゃから、その資料を提出できるかどうかと、調べてですよ、後。

○7番（中村 末子君） 言えばいいじゃん、ここに聞きたくないよ、ちゃんとこの人に。今から電話かけて。

午後0時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。時任議員。

○14番（時任 伸一君） 本人への連絡と、それから、まことにこちらの町長以下行政部のどんな資料がもらえるものか、そういうものをよく調べ上げて、御報告なり、また御提案をしたいと思います。

よろしいですか。議長。（発言する者あり）まだ、ここに立たしとるつもり。

○7番（中村 末子君） まだ私は3回目が残つるとよ、本当は。だから待ちよって議長も、私やもう、もう。

○議長（山本 隆俊） ちょっと休憩します。

午後0時31分休憩

○議長（山本 隆俊） 時任さん、時任さん、ちょっと待って。先には進まんがね。ほじゃから。

○7番（中村 末子君） 別室で協議して、別室で。別室で紹介議員2人呼んで。議長が言って、もう知らん。（発言する者あり）取り下げないよ、もう。取り下げて、陳情にしてから議長から議員協議会に諮ってもらったらいいことやが。何も言わせんとやからみんな。だから、後日だったらなおさら取り下げて、今は取り下げて、後日にもう一度再度提案してください。資料が手に入ってから提案してください。

午後0時34分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。時任議員。

○14番（時任 伸一君） 中村議員の質問の核心は、資料を出せということです、この請願者たちに連絡をとりまして、次回に必ず資料を添えて提案をしたいと思います。

よろしいですか。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 次回と言う意味は。

○7番（中村 末子君） 取り下げよって、次回じゃなくて、次回はないとよ、次回は。

○14番（時任 伸一君） 資料がそろってない質問になりましたので、一旦この場は取り下げます。資料がそろい次第またお願いします。よろしいでしょうか。

○7番（中村 末子君） （発言する者あり）だから、流れがちゃんとおわかりになってらっしゃらない。（発言する者あり）だから今、話し合いないって言ったっちゃがや。

（発言する者あり）じゃかい今議長室に行きないって言ったとよ。で、議長にもう取り下げるって言えば、じゃあ議長が議運を開きましようという話になるとじゃがや。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） ここで、2時10分まで休憩したいと思います。

午後0時39分休憩

○議長（山本 隆俊） 開会の前に、町長と教育長がちょっと午後の会議が入っておるとい
うことで、許可しましたので報告しておきます。

.....
午後2時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

.....
○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。（発言する者あり）

はい、以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後2時11分散会
.....